

平成 28 年 11 月 12 日

体育施設使用料の改定について

板橋区では、昨年度に策定された新たな基本構想のもと、様々な行財政改革の取り組みを行っています。今回の使用料・手数料の改定は、受益者負担の適正化と負担の公平性を確保する観点から検討を行い、来年 4 月から実施するものです。区民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

板橋区の貸出施設は、継続的な施設運営のため、維持管理に必要な財源を税金だけでまかなうのではなく、施設を利用する方にサービスの対価として、一定のご負担をお願いしています。

板橋区では、使用料・手数料のあり方に関して、施設を利用する方としない方の負担の公平性確保および受益者負担の適正化の観点から、定期的な見直しを行っており、使用料については、原則 4 年ごとに改定を行っています。

1 新旧料金表

別紙のとおり

2 新料金の適用日

(1) 改定日 平成 29 年 4 月 1 日

(2) 個人利用（回数券及び定期券を含む）
平成 29 年 3 月 31 日までの利用承認 … 旧料金
平成 29 年 4 月 1 日以後の利用承認 … 新料金

(3) 団体貸切利用
平成 29 年 4 月 1 日以後の利用分で、
平成 28 年 12 月 31 日までの利用承認 … 旧料金
平成 29 年 1 月 1 日以後の利用承認 … 新料金